

2010年3月3日

各 位

株式会社プリンスホテル

クリスマスケーキに関する社内ルールに反した消費期限の表示について
－継続中の社内調査により新たに判明した対象商品－

株式会社プリンスホテル（本社：東京都豊島区東池袋 3-1-5、取締役社長：渡辺幸弘）が運営する、新横浜プリンスホテル（所在地：神奈川県横浜市港北区新横浜 3-4、総支配人：永関勲）が製造した商品について、2010年2月26日にプレスリリースさせていただきました件に関して、継続しておりました社内調査において新たな対象商品が判明しましたのでご報告させていただきます。

ご購入いただきましたお客さまを始め、関係各位にさらにご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、再発防止策に努め、食品の安全・安心を最優先し、全社的なコンプライアンス意識や衛生意識の浸透・徹底を全力で図ってまいります。
詳細は下記のとおりです。

記

1. 新たに判明した対象商品

2010年2月26日付プレスリリースにおいて、クリスマスケーキに関する社内ルールに反した消費期限を表示した商品について、対象商品をクリスマスケーキ「苺のショートケーキ」、クリスマスケーキ「ツインデコ」と説明しておりましたが、社内ルールに反した消費期限を表示していた他のクリスマスケーキがあったことが新たに判明いたしました。

（社内ルールに反した消費期限の表示とは、新横浜プリンスホテルにおいて、ケーキについては消費期限を製造日を含めて2日間としていたにもかかわらず、一部の社員の誤った認識のもと、クリスマスケーキに関して消費期限を製造日を含めて3日間として行った販売行為）

2. 今回判明した販売商品

(1) 2009年12月販売

①クリスマスケーキ「まるごと苺チョコレート」(角型長さ18cm、2,800円)

(2) 2006年12月販売

クリスマスケーキ「ノエルモンブラン」(ドーム型直径15cm、3,000円)

3. 販売場所

- (1) 2009年12月販売 クリスマスケーキ「まるごと苺チョコレート」
- ①新横浜プリンスホテル シェパティシエ (1階)
 - ②新横浜プリンスペペ内「プリンスベーカリー」(2010年1月11日閉店)
 - ③都筑阪急(神奈川県横浜市都筑区)
地下1階クリスマスケーキ特設コーナー(プリンスホテル)
 - ④グランデュオ蒲田(東京都大田区西蒲田)
3階連絡通路 クリスマスケーキ受渡特設カウンター
- (2) 2006年12月販売 クリスマスケーキ「ノエルモンブラン」
- ①新横浜プリンスホテル シェパティシエ (1階)
 - ②新横浜プリンスペペ内 ペペ食品館「プリンスホテル店」(その後、「プリンスベーカリー」に名称変更し、2010年1月11日閉店)
 - ③都筑阪急(神奈川県横浜市都筑区)

4. 今回判明した商品を販売した期間・内容・個数

2009年12月販売 クリスマスケーキ「まるごと苺チョコレート」について

- ①販売期間 : 2009年12月23日(水)～2009年12月25日(金)の3日間
- ②内 容 : 社内ルールに反した消費期限の表示

新横浜プリンスホテルでは、消費期限を製造日を含めて2日間としていますが、一部の社員の誤った認識のもと、クリスマスケーキに関しては消費期限を製造日を含めて3日間として販売していました。

- ③対象総個数 : 150個

(内訳)

販売場所	製造日	販売個数	消費期限	表示
新横浜プリンスホテル及び新横浜プリンスペペ	12月22日	30個	12月23日	12月24日
	12月23日	30個	12月24日	12月25日
	12月24日	10個	12月25日	12月26日
都筑阪急	12月22日	21個	12月23日	12月24日
	12月23日	19個	12月24日	12月25日
	12月24日	10個	12月25日	12月26日
グランデュオ蒲田	12月22日	11個	12月23日	12月24日
	12月23日	11個	12月24日	12月25日
	12月24日	8個	12月25日	12月26日
合計販売個数		150個		

- ※ クリスマスケーキ「まるごと苺チョコレート」に関しましては、2009年12月の新製品でございますので、2008年以前には同様の行為は行われておりません。
- ※ また、社内調査を継続しておりますが、2006年12月に販売した上記項番2(2)クリスマスケーキ「ノエルモンブラン」については、販売期間・個数・場所など詳細については、特定が難しく確認ができませんでした。

※ なお、今回新たに判明した商品すべてにつきまして、2010年2月26日にプレスリリースにてご説明させていただきました、消費期限シールの貼り替えや消費期限切れ商品の販売行為は、現時点では判明しておりません。

5. 判明の経緯

2010年2月26日のプレスリリース後、継続しておりました社内調査により新たに判明いたしました。

同プレスリリース時においては、対象商品をクリスマスケーキ「苺のショートケーキ」、クリスマスケーキ「ツインデコ」と説明しておりましたが、今回新たに上記項番2「今回判明した販売商品」につきましても、社内ルールに反した消費期限の表示が行われたことが判明しました。

6. 原因

新横浜プリンスホテルでは、生菓子の消費期限を製造日を含めて2日間とするルールがありますが、クリスマスケーキについては販売個数が多く、製造・販売も短期間に集中することなどから、消費期限を製造日を含めて3日間にするという誤った認識が新横浜プリンスホテルの一部の社員の間に存在していました。

7. 対応

本日より、今回判明した新たな対象商品についても当社ホームページ並びに新横浜プリンスホテルホームページのトップページおよび当該売店に、本件に関する「お知らせ」を掲出して、お客さまへのお詫びとお知らせをしております。

なお、上記期間に当該商品をお買い求めいただいたお客さまにつきましては、新横浜プリンスホテル内に設置させていただきましたお客さま相談窓口等にて、ご返金させていただきます。

8. 再発防止策

(1) 総支配人以下、全層にわたる社員教育の徹底・強化

- ①全社員を対象とした食品衛生講習会における消費期限に関する指導の強化。
- ②本件を踏まえた臨時食品衛生講習会の全事業所での実施。
- ③全事業所に備え置き「食品衛生管理マニュアル」に本件を踏まえたガイドラインを設定し、全事業所に配布・徹底。
- ④衛生管理室および外部食品衛生コンサルタントによる指導強化。

(2) 消費期限管理の高度化

全事業所にて、消費期限管理について従来の日付のみの管理から、製造日時を起点とした時間管理の導入を図ります。

(3) 食品の製造・在庫・返品・廃棄ルールの明確化並びに全事業所への徹底

返品された商品の廃棄は、責任者立会いのもとで行うなど、ルールの明確化・徹底・管理の強化を実施していきます。

以上の再発防止策を実施し、食品の安全・安心を最優先し、全社的なコンプライアンス意識や衛生意識の浸透・徹底を全力で図ってまいります。

9. 備考

当該ホテルにおいて当該商品以外において同様のケースがないか、また当社の全ホテルにおいても、今後も引き続き点検・確認・指導を継続してまいります。

なお、お客さまから現在まで、2010年2月26日のプレスリリース並びに今回追加させていただいた本件につきまして、現時点までに健康被害等のお申し出はございません。

今後も引き続き調査を実施し、衛生検査も実施した上で問題となる事実が新たに判明した場合には結果を公表してまいります。

10. 本件に関するお客さまからのお問合せ先

新横浜プリンスホテル　お客さま窓口（受付時間　10：00～18：00）

神奈川県横浜市港北区新横浜3-4

TEL（045）471-1111（代表）